

◎新潟県告示第1135号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の休止（廃止）の届出があった。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

地域登録検査機関の名称	株式会社村田商店精米センター
代表者氏名	代表取締役 村田 貴
主たる事務所の所在地	新潟県長岡市長町一丁目1664番地丁
休止又は廃止の別	廃止
休止の期間（廃止年月日）	平成29年10月13日
休止（廃止）しようとする業務	国内産農産物 品位等検査